

船行第226号

平成25年10月4日

船橋市監査委員 様

船橋市長 松戸 徹

平成24年度包括外部監査結果に係る措置等の状況のまとめについて

平成25年2月18日付にて船橋市包括外部監査人から提出された平成24年度船橋市包括外部監査結果報告書に係る措置等の状況について、別紙のとおり通知いたします。

なお、監査結果報告書には、監査の結果とともに包括外部監査人の意見が記されており、意見については必ずしも措置等を要するものではありませんが、現在の状況や意見に対する考え方を記載しております。

番号	頁	監査対象課	項目	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成25年7月1日現在)	今後の方針
1	25	危機管理課	Ⅲ 1(5)①	意見	危機管理課は、災害等の危機に対する適時適切な対応を行う使命がある。情報の共有化の支障に関しては、現在、業務遂行上の重大な課題は認識されていないが、災害等の情報を同時に共有し危機管理業務の有効性を高めるために、支障の現状認識とその解消を適切に行う必要があると考える。また、業務の進捗状況、職員の勤務状況や健康状態の支障に関しては、危機管理課が託された広範囲の危機管理業務を限られた職員によって計画通りに遂行していく使命があることから、今後、適切な改善を施していく必要があると考える。	平成25年7月1日付で、防災室が消防指令センター内より本庁舎9階、危機管理課内に移転し、危機管理機能を本庁舎内の1フロアに集約、強化した。	左記のとおり措置済み
2	26 27	危機管理課	Ⅲ 1(5)②	意見	危機管理課の時間外勤務を抑制するためには、職員の業務量を低減する方策が必要であると考え。例えば、業務の内容に応じて関連他部局との連携や他部局への業務の部分的移譲という方策が考えられる。その一例として、業務継続計画の策定が挙げられる。現在、危機管理課は同計画について総務部との連携を図っているが、この他にも連携によって危機管理課に集中する負荷を軽減し、同課の業務を経済的に遂行できるものが無いかを今一度点検する必要があると考える。  業務の一部を外部に委託することによって、危機管理課職員の業務量を軽減し、時間外勤務を削減する方策が考えられる。この方策では、時間外勤務手当の削減額が委託費を上回るかどうかを分析する必要がある。分析の結果、委託により経済性が図れると判断される業務がある場合は、積極的に当該業務の委託を検討すべきであると考え。	業務継続計画については、総務部の他、企画財政部や教育委員会管理部とも連携を図り、策定する予定であり、担当部署の知見を集約できる体制を構築している。  費用対効果を分析した上で、業務委託の方が効率的なものについては、委託を検討している。	左記のとおり措置済み
3	31 32	危機管理課	Ⅲ 1(5)③ア	意見	応援協定の締結先及び応援協定内容は、地域防災計画と整合した形で行われる必要があると考える。地域防災計画に応援協定の必要性が記載されていないながら、協定先一覧になく、未締結と考えられるものが見受けられた。地域防災計画で必要性を検討した協定については、その協定締結状況を網羅的に把握する必要があると考えるため留意されたい。また、避難場所等に指定しているながら、平成24年10月時点で協定が未締結となっている避難場所等指定施設は避難場所として市のホームページにも掲載されているため、避難場所等として今後も指定をするのであれば、早急な協定の締結が望まれる。	地域防災計画で必要性が記載されている協定や避難所等に指定していないながら未締結の協定については、順次、締結を行っている。 また、締結漏れのないよう、締結状況を網羅的に把握している。	左記のとおり措置済み
4	33	危機管理課	Ⅲ 1(5)③ア	意見	仮に協定書自体が法的に有効であったとしても、最も古い協定書ですでに締結日(あるいは最終更新日)から35年以上経過しているものがあり、その内容が現状に適合しているかを十分検討する必要があると考える。また、協定期間の記載がなく、自動継続条項のない協定書についても、これらを記載しないことに特に合理的な理由がないのであれば、記載することを検討されたい。特に法的に問題なければ、改訂時に記載することも考えられる。以上により、地域防災計画と整合した協定先及び協定内容での災害時応援協定を締結することが望まれる。一部はすでに実行しているが、既存の協定書の内容も大震災の影響を加味して協定書の締結先を再検討するだけでなく、現在締結中の協定書の内容について確認し、適切な更新を行うことを検討されたい。  現在の相互応援協定の締結先は、中核市及び東葛地域、千葉県内の市町村のほか、神奈川県横須賀市と埼玉県川口市となっているが当該2市以外の追加の協定を結ぶ必要があるのかなどについても確認することが望ましい。また、協定書の締結漏れがないように、締結の進捗状況については、市として網羅的に把握する必要があると考える。	既存の協定の内容も大震災の影響等を加味して、適切な更新を順次行っている。 自治体間の相互応援協定についても、新たな枠組みによる応援体制を構築した。 また、締結漏れのないよう、締結状況を網羅的に把握している。	左記のとおり措置済み
5	34	危機管理課	Ⅲ 1(5)③イ	意見	現在他市の当該地域防災計画は、市の防災計画改訂時の参考として活用しているが、参考程度にとどまらず、他市の当該地域防災計画等の内容を詳細に検討し、現在の市のものと比較・検討・考察を行うことによって、市の地域防災計画へより有効にフィードバックすることが望まれる。	他市の地域防災計画との比較検討を行い、市の計画への有効な反映を行っている。	左記のとおり措置済み
6	36	危機管理課	Ⅲ 1(5)③ウ	意見	中核市災害相互応援協定及び同協定実施細目に基づく経費負担について、実際の災害発生時に締結した協定が無効となる運用がなされるのであれば、協定自体が無意味となる恐れがあるため、今一度内容を検討すべきであると考え。	激甚な被害を受けた自治体に対して経費負担を求められるのか、今後も被害の程度に応じて、実施細目第5条に基づき、協議を行い、経費負担について判断する。	左記のとおり措置済み
7	37	危機管理課	Ⅲ 1(5)③エ	意見	訓練時に資機材を使用していないかどうかを自衛隊に確認し、使用していた場合は船橋市防災資機材の使用及び管理に関する協定書に基づいて適切に通知するよう依頼すべきであると考え。	自衛隊へ使用資機材の通知を行うよう、依頼した。(平成25年9月19日)	左記のとおり措置済み

番号	頁	監査対象課	項目	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成25年7月1日現在)	今後の方針
8	37	危機管理課	Ⅲ 1.(5)③ エ	意見	船橋市防災資機材の使用及び管理に関する協定書第4条第2項に記載の通知のタイミングは「使用後」としか記載がないこと、大震災が「千年に一度の未曾有の震災」であったことを考慮すると、多少の通知の遅れは容認できるとの考え方もある。しかし、通知の遅延が生じないよう、当該協定書第4条第2項において具体的な通知期限を明記するなどの対応が必要であると考えます。	自衛隊へ使用資機材の通知が遅延しないよう、依頼した。(平成25年9月19日)	左記のとおり措置済み
9	38	危機管理課	Ⅲ 1.(5)③ エ	指摘	使用資機材の通知は、正確な使用状況を把握するために委託資機材名称に合致して報告される必要がある。また、船橋市防災資機材の使用及び管理に関する協定書第4条第2項に従い、チェーンソーやエンジンカッターを含め、使用資機材を全て正確に通知しなければならない。	自衛隊へ使用資機材の名称を正確に通知するよう、依頼した。(平成25年9月19日)	左記のとおり措置済み
10	38	危機管理課	Ⅲ 1.(5)③ エ	意見	故障資機材、修理・補充を要する資機材の記載について、自衛隊が仮に故障資機材等があるにもかかわらず通知が失念されていたとすれば、危機管理上は重要な問題となることから、今後は、通知上で故障資機材等の有無を明確に記載すべきであると考えます。また、市は故障等の情報を適時に把握する必要があるため、資機材の使用の有無にかかわらず、速やかに故障等の情報を入手できるように当該協定書の規定を見直す必要があると考えます。	自衛隊へ使用の有無に関わらず故障が判明した場合は、通知するよう、依頼した。(平成25年9月19日)	左記のとおり措置済み
11	39 40	危機管理課	Ⅲ 1.(5)④ ア	意見	アンケートに記載されている市民の要望への対応についての検討結果及び検討過程を文書化し、次回の訓練に適切にフィードバックを行うことが望まれる。なお、当初は様々な要因によって、対応不可能であった市民からの要望が、その後の状況変化によって対応可能となる可能性もあるため、その検討結果及び過程を文書化し、適切に引き継いでいくことが必要であると考えます。また、地域防災計画においては、訓練終了後に反省会を開催し、改善策を検討するとの記載があるが、当該反省会の内容も文書化して次回の訓練への適切なフィードバックが望まれる。	23・24年度総合防災訓練の反省会では、アンケートの提出として集計し、内容については、次回の訓練などへフィードバックしている。	左記のとおり措置済み
12	40	危機管理課	Ⅲ 1.(5)④ イ	意見	町会・自治会については、年に1度の総合防災訓練か、随時実施可能な地区防災訓練の実施が望まれる。そこで総合防災訓練及び地区防災訓練に参加している町会・自治会について、その参加履歴を記録し、長期間にわたりの訓練にも参加していない町会・自治会について把握することが必要であると考えます。さらに、そのような長期訓練不参加の町会・自治会を把握し、その不参加理由を調査することも重要である。単に市民の防災意識が高くないことから長期間不参加となっている町会・自治会については、広報活動の強化等によって強く参加を促すことによって対応することが考えられる。また、高齢化等の事情により参加しなくてもできない町会・自治会については、住民に災害時要援護者がいる可能性もあるため、事前に把握しておくことは有用であると考えます。	全町会・自治会長宛てに総合防災訓練参加依頼し、回答書の中で不参加理由を確認した。また、避難所運営マニュアルを作成し、全町会・自治会長へ配布し、避難所ごとのマニュアル作成等の重要性を通知した。	左記のとおり措置済み
13	43	危機管理課	Ⅲ 1.(5)⑤ ア	意見	防災マップが区域を北部・南部に2分割されているのに対し、地区別防災カルテは24区域に分割されていること、防災カルテの記載内容は洪水に限らず他の災害も合わせて記載されていること等から、洪水被害情報のみの明瞭性及び一覧性という意味では防災マップの方が有用であると考えます。したがって、防災マップでの被害情報更新についても検討されたい。	監査時点と同じ	来年度の防災マップ作成時には、被害情報の更新について検討する。
14	44	危機管理課	Ⅲ 1.(5)⑤ イ	意見	地区ごとであれば、地区別防災カルテは各様式1枚ずつ計7枚であるため、決してページ数が多いとは言えないと考える。また、変更や修正についても対応が困難であるほど頻繁に実施されている訳でもなく、さらに変更した地区の、変更した箇所のみ配布すれば、配布量も多岐にはならないと考えられる。したがって、定期的に地区単位でプリントアウトした防災マップ及び防災カルテを町内会等に配布し、周知を図る等の施策が望まれる。	監査時点と同じ	平成25年度末までに防災カルテに記載した24地区の地震被害予測を2枚にまとめたマップを作成し、全世帯へ配布する予定である。
15	45	危機管理課	Ⅲ 1.(5)⑤ ウ	意見	多言語ガイドは平成20年1月に発行して以来、一度も更新がなされていない。よって、記載してある避難所等の名称や施設名称の「(建設中)」との記載が現実とは異なっていることから、適切な更新が望まれる。なお、「船橋在住の外国人のための避難所一覧」について避難所名等が更新されていないため、こちらも更新を行うことが望ましい。また、「船橋在住の外国人のための避難所一覧」及び「災害時外国人支援ハンドブック」についても、その信頼性の確保のために監修等による市の関与を検討されたい。	避難所名等の更新の必要性については、発行元の団体へ伝えた。また、「災害時外国人支援ハンドブック」を更新する際には、市が監修を行う旨も、発行元の団体へ伝えた。	左記のとおり措置済み

番号	頁	監査対象課	項目	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成25年7月1日現在)	今後の方針
16	49 50	危機管理課	Ⅲ 1(5)⑥ ア	意見	実際に避難所に指定されていても防災MCA無線がない施設があり、必ずしも防災MCA無線の設置施設が市の方針と整合していない。地域防災計画と整合した防災MCA無線の設置について、留意されたい。  また本来は防災MCA無線の貸出しが行われており、連絡可能な相手先が、当該無線番号表に記載されていないため、災害時に他の利用者が連絡できないと思いこんでしまう危険性も考えられる。したがって、配置表及び無線番号表は、貸出しがなされた場合も実態に合わせて記載する必要があると考える。	宿泊可能避難所については、防災MCA無線を設置した。また、貸出しの施設等も無線番号表に記載し、整合させた。	左記のとおり措置済み
17	51	危機管理課	Ⅲ 1(5)⑥ イ	意見	現物との照合可能な備品台帳を整備するため、現在の備品台帳の記帳の方法を個別に現物と照合可能な方法に改正するか、備品台帳そのものを現物照合可能となるようにシステム化等も含めて対応を検討すべきであると考え。	財務規則どおり実施している。	財務規則の改正に合わせて検討していく。
18	51 52	危機管理課	Ⅲ 1(5)⑥ ウ	意見	防災MCA無線を適切に財務規則第203条の区分に沿って定義する必要があると考える。運用要領においては、無線の配備等について定めているが、運用規程及び運用要領ともに防災MCA無線の現物管理そのものについては特段定めていない。 したがって、防災MCA無線が現物管理を厳正に行うために、運用規程等の文書への明文化及び財務規則の見直し等も含めて検討されたい。	監査時点と同じ	財務規則の改正に合わせて、運用要領等も検討していく。
19	52	危機管理課	Ⅲ 1(5)⑥ ウ	意見	防災MCA無線が物品である以上、上記財務規則の適用範囲となるため、財務規則を順守した事務の執行が必要である。ただし防災MCA無線が防災備品であることから、一般の物品とは異なる取り扱いをする必要性も否定できないが、その場合は、財務規則の見直し等についても検討されたい。	防災関係の民間施設に設置しているため、無線番号表で管理している。	財務規則の改正に合わせて検討していく。
20	54	危機管理課	Ⅲ 1(5)⑦ ア	意見	備蓄品は市の財産であるため、その管理は適切に行う必要がある。また、備蓄品の保管が適切に実施されていないければ、災害時に必要な備蓄品の保有が出来なくなり、備蓄品本来の目的を果たせなくなるリスクがある。したがって、施錠できる場所に適切に保管する必要があると考える。	外倉庫に保管してある場合は、施錠している。小・中学校等の余裕教室に施錠が無い場所もあるが校舎には、アラームで対応している。	左記のとおり措置済み
21	55	危機管理課	Ⅲ 1(5)⑦ ア	意見	施設毎備蓄一覧は現物管理台帳として必ず現物の動きと一致させなければならない。したがって、備蓄品現物の出納に合わせた厳格な受払記帳を行うべきであると考え。	備蓄品の現物と台帳による管理を一致するよう改めた。	左記のとおり措置済み
22	55	危機管理課	Ⅲ 1(5)⑦ ア	意見	利活品について通常の備蓄品と保管場所を変えるか、一目で区別できるような工夫を行う必要があると考える。また、利活品の取扱いについてルールを定め、受け払い記帳や定期的な現物実査等を行う適切な残高管理を実施すべきであると考え。	保管場所を倉庫にし、残高管理している。また、ミルク等については、保育園等で使用している。	左記のとおり措置済み
23	56	危機管理課	Ⅲ 1(5)⑦ ア	意見	少なくとも年に1度は防災備蓄用飲料水の運搬・保管業務契約書第8条に基づき、市の職員による実地調査を実施するか、JR倉庫から保管証明を受領すべきであると考え。	保管証明ではなく、市の職員による調査を実施した。	左記のとおり措置済み
24	57	危機管理課	Ⅲ 1(5)⑦ ア	意見	JR倉庫と同様に少なくとも年に1度は船橋市防災資機材の使用及び管理に関する協定書第8条に基づき、市の職員による実地調査を実施するか、自衛隊から保管証明を受領すべきであると考え。	保管証明ではなく、市の職員による調査を実施した。	左記のとおり措置済み

番号	頁	監査対象課	項目	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成25年7月1日現在)	今後の方針
25	58	危機管理課	Ⅲ 1 (5) ⑦ イ	意見	<p>備蓄品の管理は当該費目を消耗品と備品に区分することだけではなく、どの施設にどの費目の備蓄品がどれだけあるのかを賞味期限も含めて管理することが重要であると考え。これは、資機材についても同様である。備蓄品及び資機材については財務規則の物品とは異なる扱いとした方が合理的であるとも考えられるため、その扱いについて検討されたい。必要であれば、財務規則の見直し等についても検討されたい。</p>	財務規則どおり実施している。	財務規則の改正に合わせて検討していく。
26	64 65 66	危機管理課	Ⅲ 1 (5) ⑦ ウ	意見	<p>備蓄品の保管場所であるが、市の指定している避難施設と整合させる必要があると考える。公民館は宿泊可能施設として26施設が指定されているのに対して、現在備蓄品の保管場所となっている公民館は5施設にとどまっている。また、勤労市民センターは備蓄品の保管場所となっているが、総合体育館(船橋アリーナ)や青少年会館、武道センター等は備蓄品が未保管となっているため、今後の備蓄が望まれる。福祉避難所となっている老人福祉センターや、帰宅困難者支援施設、津波一時避難施設についても備蓄品の保管場所としての検討を行われたい。</p> <p>また、備蓄品の保管場所については、単に避難所となっている施設をそのまま備蓄品の保管場所とするのではなく、防災倉庫や水防倉庫等からの備蓄品の輸送や物流状況も確認し、より効率的な備蓄品の保管場所を決定することが望まれる。</p> <p>避難所の備蓄品目は収容規模との関連性は比較的薄いと思われるため、その妥当性を検討する必要があると考える。</p> <p>現在の備蓄品目の中には、品目当該季節的な品目が見られないため、寒さ対策用に携帯カイロ、暑さ対策用にウチワ等の備蓄を検討されたい。</p> <p>防災倉庫や水防倉庫等の備蓄品目は現在検討中であるとの回答を得ているが、各避難所に保管予定の標準的な備蓄品の品目及び輸送・物流等を考慮して決定すべきであると考え。</p> <p>備蓄数量であるが、標準数量は決まっているものの、より合理的にその数量を定める必要があると考える。具体的には、備蓄品の保管場所が宿泊可能避難所となっている場合は避難所の屋内収容人員、帰宅困難者支援施設や津波一時避難施設については受入可能人数等に基づき、必要数量を保管する必要があると考える。</p> <p>単純に屋内収容人員比率で備蓄数量を定めるのではなく、防災倉庫や水防倉庫等からの備蓄品の輸送や物流状況も確認し、より効率的な備蓄品の保管数量を決定することが望まれる。</p> <p>なお、防災倉庫や水防倉庫等の標準的な備蓄数量は、備蓄品目と同様、現在検討中であるとの回答を得ているが、各避難所に保管予定の備蓄品の数量及び輸送・物流等を考慮して決定すべきであると考え。</p> <p>防災倉庫等や避難所等の備蓄品の品目及び数量を合算すると市全体の目標数値を満たしていることも把握する必要があるため、市の保有する備蓄品目と備蓄数量の総量についての網羅的な把握に留意されたい。</p>	<p>平成25年度中に、全ての避難所と福祉避難所へ備蓄品の配備を行う予定であり、各施設と調整を行った。備蓄品目として平成25年度は、季節品より生命や健康に直結する要援護者やアレルギー対策、口腔ケアなどの品目を優先して配備する。なお、備蓄品は、避難者へすぐに配布できることから、今後も避難所及び福祉避難所を主な保管場所とする。また、帰宅困難者支援施設と津波一時避難施設については、あくまでも一時的な避難・滞留施設であるため、今後も備蓄品の配備は行わない。そして、避難所の備蓄数量については、避難所毎の避難者数予測の困難さや備蓄品の消費期限管理の煩雑さなどから、収容規模に応じた差別化は今後も行わない。</p>	左記のとおり措置済み
27	69	危機管理課	Ⅲ 1 (5) ⑧	意見	<p>津波予測や南海トラフ想定について、千葉県や内閣府の回答があった場合、また更新があった場合、新たな調査結果等が公表された場合は適時に市の実施している津波対策に反映させる必要があると考える。</p> <p>また、津波一時避難施設についても市は「津波一時避難施設指定基準」を定め、公共施設や民間施設のうち、当該基準に適合する施設の指定を進めているが、こちらも回答や更新、新たな調査結果等への適時の対応につき、留意されたい。</p> <p>なお、その他の津波避難対策としては標高を示す看板を市役所や小学校等の市有施設の前等に設置することが挙げられる。これは日頃から地域の標高を意識し、いざという時の避難に役立てることができるため有用である。</p> <p>防潮堤等が整備されていない地域等を中心に高台等への避難を行うための津波避難経路を示す看板の設置も挙げられる。これらは他の市町村でも一般的に採用されている対策であるため、市での採用を検討されたい。</p>	<p>新たな津波想定などが公表された場合は随時、市の津波対策や「津波一時避難施設指定基準」へ反映させる。平成24年度末に、全ての避難所及び津波一時避難施設へ海拔を示した看板を設置し、海浜公園や親水公園及びその周辺などへ津波一時避難施設への誘導看板も設置した。</p>	左記のとおり措置済み

番号	頁	監査対象課	項目	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成25年7月1日現在)	今後の方針
28	70	危機管理課	Ⅲ 1 (5) ⑨	意見	<p>防災士の養成を目的とする市の方針自体は問題ないとする。ただし、有資格者を増やすことが目的とならないよう、より効果的な活用方法を検討することが望まれる。</p> <p>具体的な活用方法としては、「日本防災士機構」や「日本防災士会」などの業界団体との連携を強化すること、近隣市町村に限らず、民間を含めて防災士を減災や防災に活用している団体を調査し、情報交換を行う等が考えられるため、検討されたい。</p>	<p>地域防災計画の見直し等で、防災士から様々な意見をもらって反映した。また、日本防災士会とは、訓練等で連携している。</p>	<p>防災士の具体的な活用方法を検討していく。</p>
29	72	建築課	Ⅲ 1 (5) ⑩	意見	<p>Is値0.3未満の建築物については、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する可能性が高いと認識されているために、早期に耐震化整備の対応を図る必要があると考えられる。</p> <p>また、第1期に耐震化診断が終了したことにより、耐震化が必要な物件数が確定したため、平成24年度以降の第2期の詳細な方針を決定する事が望ましい。</p>	<p>耐震診断の結果、Is値0.3未満の建築物は、現在5棟残っている。</p> <p>そのうち2棟については平成25年度において耐震改修工事、建替工事を実施している。</p> <p>残りの3棟は検討中である。</p>	<p>市有建築物の耐震診断が終了したことから、今後は市有建築物の耐震化整備プログラムにより、Is値の低い建築物から順次整備を進めていく予定である。</p>
30	75	建築課	Ⅲ 1 (5) ⑪	意見	<p>耐震化工事に関する事業は、</p> <p>① 事業費が高額である。</p> <p>② 複数の部局が関与する事業である。</p> <p>③ 重要な判断過程があり、事後的検証のために公式の文書を記録しておく必要がある。</p> <p>といった特徴があることから、各部局の業務分担や手順等を示した実施要綱を制定し、適切に運用していく必要があると考える。</p>	<p>市の施設は、各々の部局が管理して施設保全業務を行っている。市施設全体の耐震補強設計を建築課で設計委託をして、その業務の中で耐震補強方針、計画などを複数案を比較対象表として作成させて、事業課に説明して経済設計に努めている。そして、その設計に基づき耐震補強工事を行っている。</p>	<p>今後とも、耐震補強方法についてあらゆる工法を検討の対象として、各々の建築物の運営状況も踏まえて最も経済設計となるよう努めていく。</p> <p>なお、先に示された包括外部監査結果報告書によるフロー等を参考に、各部局と調整して要綱等の作成を検討する。</p>
31	76	建築課	Ⅲ 1 (5) ⑫	意見	<p>今後実施される耐震化工事について、設計段階から複数の施設をまとめて業務委託・工事契約ができないかという視点に立ち検討を行う方法が考えられる。</p> <p>事業費の削減が見込めるという検討結果が出た場合は、積極的に契約単位の見直しを行い、当該事業の経済性向上を図っていく必要があると考える。</p>	<p>平成25年度、設計委託および耐震改修工事について、近接のものや同じ構造のものなどを考慮して積極的に取り入れている。</p>	<p>左記のとおり措置済み</p> <p>今後とも、諸般の事情を鑑みて発注を考える。</p>
32	77	建築課	Ⅲ 1 (5) ⑬	意見	<p>非構造部材の耐震化について、関係省庁からの基準等が明確に定まった段階で、市としての非構造部材の耐震化方針を定め、構造体の耐震化同様に震災に備えた対応を図る事が危機管理の観点から望ましいと考えられる。また、各部局との連携を図るために、市としての取りまとめ部局を定める必要があると考える。</p>	<p>市内の施設で非構造部材の耐震化が必要と思われる施設の耐震設計委託に非構造部材の改修も含めて委託していく。</p>	<p>今後、国土交通省の指針が明確に示された段階で、当該指針に基づく非構造部材の耐震性を高める改修工事を速やかに行う。</p> <p>また、管理の在り方については、関係部局と協議していく。</p>
33	78 79	公共建築物 保全課	Ⅲ 1 (5) ⑭	意見	<p>施設の中には公共建築物保全計画、改修時期が長期となる場合があること、それまでの間に定期的な点検・補修等をおこなったとしても、地震時管制運転装置そのものを設置していなければ、地震時の閉じ込めリスクは回避できないことを勘案すると、予算的な制約はあるものの、早期の対応が望まれる。</p> <p>地震時のエレベーターの使用を避けるように通知や指導を徹底するとともに、エレベーター搭乗時に地震に遭う可能性も否定できないため、少なくとも市有施設のエレベーターに対しては地震時管制運転装置の設置が望ましい。</p> <p>市有施設のエレベーターに対しての地震時管制運転装置の対応状況として、市全体として網羅的に把握し、対応していくことが望まれる。</p> <p>今後地震などでエレベーターが広域で停止するなど、エレベーター内に長時間閉じ込められる可能性もあるため、非常用飲料水や非常用食料、携帯簡易トイレや救急用品、毛布、ライト付多機能ラジオ等を備蓄した、いわゆるエレベーター用の防災キャビネット等についても設置を検討されたい。</p>	<p>市有施設に設置してあるエレベーターの台数、仕様、地震時管制運転装置や戸開走行保護装置を含めた建築基準法施行令第129条の10第3項第2号の他安全基準に関する各規定に基づき、既存不適格の状況を把握することに努めている。</p> <p>各施設ごとに備蓄について管理をするものとしており、エレベーターの仕様も様々で、物品管理上の課題も多くあることから、エレベーター内の備蓄導入については予定していない。</p>	<p>地震管制装置及び戸開走行保護装置等の設置を含めた既存不適格エレベーターの適合化改修計画、また老朽化したエレベーターの更新計画の作成を検討している。</p> <p>左記のとおり措置済み</p>

番号	頁	監査対象課	項目	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成25年7月1日現在)	今後の方針
34	82	危機管理課	Ⅲ 1(5)⑮	意見	工事請負契約書について、少なくとも現状においては、市が地震等による損害のうち請負代金の百分の一を超える額について危険を負担している状態にあるため、市は今後このリスクに対しどのように対応すべきかを議論し、方針を決定したうえで適切な対応を図る必要があると考える。 物品供給契約書では、物品売買の危険負担に係る実務上のトラブルを回避するために、佐倉市等の例を参考にして、契約書上で物品の所有権の移転時期、危険負担の帰属主体を明確にし、同時に契約当事者間の協議による解決が可能となる定めを置くのが望ましいと考える。なお、業務委託契約においても、物品や高額な資産の納品を伴う契約があることから、業務委託契約書において同様の対応を図ることが望ましいと考える。	関係部署と協議し他市の状況をの調査を実施した。	他市の状況を取りまとめ、関係部署と協議のうえ必要に応じて改定予定。
35	83	危機管理課	Ⅲ 1(5)⑯	意見	防災物品の購入契約について、平成23年度について言うと、1番目の理由は事業者の規模の問題であり、大きな業者であれば人員は多いため、むしろ窓口が一本化するメリットもあると考える。 また2番目の理由については、市は業者数社から口頭で確認した程度であり、実際に負担が過大となるかどうか、一括で対応する業者が全くないかどうかまでは確認していなかった。 また、市の担当者に質問したところ、購入した防災物品は同一のものであるとの回答を得た。 仮に購入する物品に特殊性や希少性がなく、購入物品の規格が同一であれば、まとめて入札した方が契約金額を下げる事が可能であると考えられるので、今後、同様の防災物品購入契約を行う際には、上記の1番目及び2番目の理由について、今一度その判断及び確認方法の妥当性を考慮し、契約方法を検討されたい。	一括か複数の業者にするか検討はしている。	妥当性を考慮して契約方法を検討する。
36	85	危機管理課	Ⅲ 1(5)⑰	意見	市はこれからも継続して放射線量等を測定するとともに、測定結果を定期的に市民に公表していくことが望まれる。  測定の結果、基準値を超える放射線量及び放射性物質が検出された場合には、適時に低減化対策の実施や出荷自粛の周知といった措置を採ることが重要であるとする。	平成25年度も昨年度同様継続的に放射線量の測定を行い、測定結果を定期的に公表している。 なお、測定や検査結果により基準値を超過した場合には、適時対応や周知を図る。	左記のとおり措置済み
37	86	下水道施設課	Ⅲ 1(5)⑰	指摘	西浦下水処理場における脱水汚泥の処理に関連する費用の算定において誤りが発見された。差額はわずかであり、また、東京電力との折衝過程において既に認識されている事項ではあるが、本来は提出前に発見して修正すべき事項である。東京電力に対する放射性物質対応に要した費用の請求については今後も続くことから、東京電力への請求に際しては細心の注意を払うことが必要である。	事前折衝時に双方認識しており、請求時には修正済み。 指摘後は、請求時に複数の者で確認を徹底するよう改めた。	左記のとおり措置済み
38	88 89	危機管理課	Ⅲ 1(5)⑰	意見	平成23年度においては、企画財政部財政課が放射性物質対応を含む震災対応に要した支出の調査を実施しており、各部課に調査を依頼するに当たり、集計ファイルを作成している他、留意事項を伝えている。今後も同様の調査が見込まれることから、適切に費用を集計できるような体制を持続し、各年度の資料等の管理も徹底していくことが重要であるとする。  放射性物質対応に要した費用について、支払い金額の確定までには相当程度の期間を要するものと考えられるが、市は確定後に債権管理条例に従った管理を行っていくことが重要であることに留意すべきと考える。	平成24年度についても23年度と同様の体制で、放射性物質対策に係る費用を調査・集計している。	左記のとおり措置済み
39	105	消防局 警防課	Ⅲ 2(5)①	意見	平成23年において、大震災が発生した状況を踏まえると、この教訓を生かした、消防計画上新たに対応が必要な事象等を盛り込んだ消防計画に更新されるべきと判断される。 なお、消防局担当者の説明によれば、平成24年度における地域防災計画の見直しに合わせて消防計画の見直しを検討しているとの事である。消防計画の見直しに当たっては、より有効性の高い計画を策定することが望まれる。  また、消防計画見直しの検討結果は議事録等で文書化し、第三者が見ても検討結果が分かるようにする必要があると考えられる。	消防計画の見直しは、平成25年1月1日付、地域防災計画が見直しされたことに伴い、職員の動員計画等の整合性を図り、また、新たに津波発生時の活動、非常用車両の一時的な運用要領等を加えている。 なお、消防局業務推進委員会において消防計画の見直しを行っており、検討結果について、議事録を残している。	左記のとおり措置済み

番号	頁	監査対象課	項目	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成25年7月1日現在)	今後の方針
40	105 106	消防局 警防課	Ⅲ 2.(5)②	意見	消防相互応援協定書の原本については、その管理場所を明確にし、漏れなく管理されている事を把握するため、協定書一覧表を作成することが望ましい。また、当該協定書紛失等のリスクを低減するため、定期的に協定書一覧表と原本との照合を実施することが望ましい。	平成25年2月に協定書一覧表を作成し、協定書と原本の照合を実施した。なお、定期的な照合については、年1回実施することとした。	左記のとおり措置済み
41	107	消防局 総務課	Ⅲ 2.(5)③	指摘	使用用途・方法・形状等が同一の備品であれば1つの品名の備品管理台帳に記載し、同一の備品の合計数量が分かるように管理しなければならない。また、文書の訂正に当たっては、二重線で訂正後、訂正印を押印する等、適切に対応されなければならない。	備品台帳については、監査時点と同じ。文書の訂正にあたっては、二重線で訂正後、訂正印を押印するよう改めた。	現状確認調査後、使用用途・方法・形状等が同一の備品であると確認できた場合、一つの品目台帳に統一し、併せて合計数量も管理する。文書の訂正については、左記のとおり措置済み。
42	108	消防局 総務課	Ⅲ 2.(5)③	指摘	備品の適切な管理のために、重要物品以外の備品についても財務規則第210条に定める定期現況調査を実施しなければならない。	監査時点と同じ。	平成25年9月より、備品の現状確認調査を実施する。
43	109	消防局 総務課	Ⅲ 2.(5)③	意見	財務規則に関わる事項である点を勘案すると、消防局で対応可能なレベルを超えているものであると考えられるため、市全体として備品管理の考え方を模索し、その方法に従った管理を実施することが経済性の観点からは望ましい。なお、その際には、より有効性、経済性の高い管理方法の構築が望まれる。	財務規則の改正が予定されており、経済性等を考慮した備品の管理方法を検討中である。	財務規則の規定に基づき、備品管理を行う。
44	112	消防局 予防課	Ⅲ 2.(5)④	意見	特別査察の実施について、実務上の実施要件は定められているものの、マニュアルや要綱において明文化がされていない状況である。船橋市消防局予防査察規程に定めた特別査察の実施を形骸化させないためにも、その要件を明文化する事が望ましいと考える。  予防査察実施により判明した不備は後を絶たないため、防火管理者選任率、消防計画書届出率、消防用設備点検結果届出率等の更なる改善のため、今後も継続して不備是正の促進を図られることが望まれる。	平成25年8月29日に特別査察(第5種査察)の実施基準の細部をマニュアル化して、同年8月30日に周知した。査察により指摘した不備欠陥事項等について、改修等がなされない場合については、査察を担当した職員が追跡調査を行い、当該関係者にその改修等を求めている。	左記のとおり措置済み
45	113 114	消防局 予防課	Ⅲ 2.(5)⑤	意見	市民からの相談事項等は火災予防に係る重要な情報が含まれている可能性があるため、顛末までを記載した一覧表を作成し各相談事項等に関してどのような対応を図ったのか、また対応未了の相談事項等がないかの一覧性を持たせる事が望ましい。  火災予防相談苦情綴の各相談事項等について経過報告及び顛末までの資料を綴り、対応が完了した事を確認する事が必要である。	平成25年9月3日に各消防署に通知し、火災予防相談苦情等の各相談事項等について、平成25年4月にさかのぼって経過表に記載し、経過報告及び顛末までの資料を綴る等、対応が完了したことを確認できる一覧表を作成するよう改めた。	左記のとおり措置済み
46	115	消防局 予防課	Ⅲ 2.(5)⑥	指摘	火災事故の程度によっては調査に多くの時間を要し、火災調査報告書の作成が遅れる可能性もあると考えられるが、原則として火災調査実務マニュアルに定めた14日以内の提出を遵守しなければならない。  適切な文書管理、火災調査報告の適時のフィードバックのために、火災調査報告書の定期的な進捗管理を実施し、作成遅延が発生しないように留意する必要がある。	定期的実施している職場内研修等を通じ、火災調査報告書の作成意義を職員に再認識させ、提出期限の周知徹底を図った。 適切な文書管理及び火災調査報告の適時フィードバックのため、現状を更に改善できるよう引き続き職員相互の連絡・連携を密にして、火災調査報告書の作成遅延等、遺漏のないよう進捗管理を徹底する。	左記のとおり措置済み



番号	頁	監査対象課	項目	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成25年7月1日現在)	今後の方針
47	117	消防局 警防課	Ⅲ 2(5)⑦	意見	消防団員の実態調査の体制を構築し、定期的に消防団員の活動実態調査をする必要があると考える。また、消防団員の活動実態調査に当たっては、消防局及び各分団の責任を明確化し、消防局でもその実態を把握する事が望ましい。	消防団員の費用弁償の対象となる火災、警戒出動、訓練参加については、出動報告書により確認しているが、それ以外の器庫点検、班の定例会等については、今後、各班等で活動日誌に記録を残すことを検討している。活動日誌は分団長、方面隊長の検印を受けた後、警防課消防団係にて、定期的に消防団員の活動実態を把握することを検討している。	消防団幹部と活動日誌について協議を行い、決定後は、方面隊ごとに、説明会を行い。運用開始を平成25年10月とする。
48	118	消防局 警防課	Ⅲ 2(5)⑧	指摘	現状の消防団の組織等に関する要綱では、消防団員火災出動等報告書について、確認が必要な部局が明確に定められていないため、これを規定する必要があると考えられる。また、消防団員火災出動等報告書は消防団員に対する費用弁償の基礎資料となるため、適切な権限者の確認を受ける必要がある。	船橋市消防局の組織等に関する規則第8条 警防課の分掌事務 第22号に、消防団員の報酬、費用弁償及び退職報償金等の支給に関することと規定している。 災害出動した場合は、署検印欄に災害現場責任者が押印後、警防課へ提出し、局検印欄に警防課長が押印する。 また、訓練・警戒等の活動を行った場合は、月ごとに各分団長から、警防課へ提出し、局検印欄に警防課長が押印、署検印欄は斜線とする。	左記のとおり措置済み
49	119	消防局 総務課	Ⅲ 2(5)⑨	意見	緊急車両の燃料供給協定に関しては、大震災の教訓を生かして、より有効性のあるものに見直される必要があると考える。また、燃料備蓄に関しては、立地場所、確保量等、最小限のコストで最大限の効果が得られるように慎重に検討を進める事に注意されたい。	燃料供給協定については、見直しを行っている。 今までは、市内石油協同組合との協定により各小売店舗で燃料を購入していたが、備蓄タンクを設置するため、今後は、燃料卸元業者との協定を行い、タンクローリー供給へ切り替える対応が必要となる。 さらに、緊急時の燃料備蓄において自家用給油取扱所を設置するため、災害発生時の備蓄であることを考慮し立地場所を北消防署小室出張所とし、平成25年度予算にて業務を進めている。 また、燃料備蓄に関して災害発生時においても消防活動が維持できるように、南部地域にも燃料を備蓄することが望ましいと考え準備を進めている。	左記のとおり措置済み
50	120	消防局 総務課	Ⅲ 2(5)⑩	指摘	消防局に対する指摘に留まる話ではないが、通勤手当の支給は通勤手当の支給に関する規則に従って適切に支給されなければならない。今後も、届け出による認定経路と実際の通勤経路に差異がないかどうかを定期的に確認する必要がある。	平成25年6月に通勤手当支給対象者に支給要件を具備しているか調査を実施した。 今後も不定期(抜き打ち的)に実施する。	左記のとおり措置済み

番号	頁	監査対象課	項目	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成25年7月1日現在)	今後の方針
51	121	消防局 総務課	Ⅲ 2(5)⑩	指摘	通勤手当同様、消防局に対する指摘に留まる話ではないが、扶養手当及び住居手当の支給は当該規則に従って適切に支給されなければならない。このため、当初届け出から変更がないかどうかを定期的に確認する体制作りが必要であり、今後は、適切な事後確認を実施する必要がある。	住居手当及び扶養手当は、その事実が発生したときに本人が提出してきた関係書類を確認し支給している。その後は、定期に個別調査等を実施している。	今後は、住居手当及び扶養手当支給対象者すべてに対し、定期的に調査ができるよう計画を予定している。
52	136	保健所 衛生指導課	Ⅲ 3(5)①ア	指摘	平成23年度船橋市食品衛生監視指導計画に基づく実施結果、収去検査結果等の概要は、当該監視指導計画の定めに従って期限内に適切に公表されなければならない。	平成24年9月26日にホームページで公表した。	左記のとおり措置済み
53	137	保健所 衛生指導課	Ⅲ 3(5)①イ	意見	自主検査及び記録の作成・保存を推進するにあたっては、目標値を定め定期的に推進状況や達成度合を適宜把握できるような管理を行う事が望まれる。	自主検査及び記録の作成等について、監視時や講習会の際に指導している。	目標値の設定前に、監視時における把握方法について検討する予定
54	138	保健所 衛生指導課	Ⅲ 3(5)①ウ	意見	製造者及び加工者に対するHACCP導入の推進に当たっては、その成り行きを漠然と把握するのではなく、目標値を定め定期的に推進状況や達成度合を把握できるように管理するのが望ましいと考える。	製造所の実態を把握するため、実施内容とアンケート内容の検討を行った。	アンケートを実施し、HACCP導入の現状について把握をした後に、定期的な推進状況の確認、目標値の設定について検討する予定
55	138	保健所 総務課	Ⅲ 3(5)②	意見	物品は財務規則に基づき、毎年保管状況を調査し、適切に管理する必要がある。現状では、重要物品以外の物品の調査結果について文書等の記録が無く、保管状況や調査状況が事後的に確認できない状況にある。したがって、重要物品以外の物品についても、適切な管理を目的として保管状況の調査結果を文書等で残すのが望ましいと考える。	重要物品以外の備品についても、備品台帳と照合しながら保管状況を確認して適切な管理を行っている。	左記のとおり措置済み
56	140	保健所 保健予防課	Ⅲ 3(5)③ア	指摘	サイン又は押印は保健所が支援員に関する船橋市地域DOTS支援員活動報告書を確認した証拠であり、失念することなく全ての報告書に記入されなければならない。	担当での確認を徹底し、決裁時に監督職、管理職で押印の失念のないことを確認している。 監査終了後直ちに措置(平成25年2月)	左記のとおり措置済み
57	140	保健所 保健予防課	Ⅲ 3(5)③イ	指摘	保健所の押印は船橋市薬局DOTS実施内訳書における支援薬局の活動実績や結核患者に対する所見を確認する証拠であり、失念することなく全ての実施内訳書に押印されなければならない。	担当での確認を徹底し、決裁時に監督職、管理職で押印の失念のないことを確認している。 監査終了後直ちに措置(平成25年2月)	左記のとおり措置済み
58	142	保健所 保健予防課	Ⅲ 3(5)④	指摘	出勤簿記載上の不備については、採血員の出席印が漏れなく押印されるよう、出勤簿管理を徹底しなければならない。	出勤日に検査責任者が確認をし、月末に報償金の支出を保健所総務課総務係に依頼する時点で担当係長と保健所総務課総務係歳出担当者が全ての出勤簿を確認している。 監査終了後直ちに措置(平成25年2月)	左記のとおり措置済み
59	142	保健所 総務課 保健予防課 衛生指導課	Ⅲ 3(5)⑤ア	指摘	特殊勤務命令簿に記載方法、承認方法の不備があり、特殊勤務命令簿の管理に当たって適切に是正されなければならない。	特殊勤務命令者が押印する前に実績簿の記載内容の確認を徹底するよう改めた。	左記のとおり措置済み
60	142	保健所 衛生指導課	Ⅲ 3(5)⑤イ	指摘	時間外勤務等命令及び実績簿については、正確な記載と所属長による適切な確認を徹底し、このような不備が生じないようにしなければならない。	時間外勤務命令者が押印する前に実績簿の記載内容の確認を徹底するよう改めた。	左記のとおり措置済み

番号	頁	監査対象課	項目	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成25年7月1日現在)	今後の方針
61	143	保健所 総務課	Ⅲ 3(5)⑤	意見	特殊勤務手当の支給に関する規則のとおり、医務手当、医師研究手当は保健所の保健衛生業務に従事すればいずれも支給条件を満たし、当該医師に支給されるように解釈できるため、外観上は二重の手当が支給されているような誤解を生じる虞がある。したがって、二重の手当という誤解を生じないために、同規則第34条は医学等の研究・調査に対する手当であることが分かるように文言を修正するとともに、手当の支給が適切であることを検証する意味で医師の研究・調査の実績を定期的にチェックし、その確認資料を残す必要があると考える。	調査・研究等の実績については、保健所事業年報などで報告されている。なお、研究等により得られた知見については、日々の業務に活かされている。	左記のとおり措置済み
62	144	保健所 衛生指導課	Ⅲ 3(5)⑥	意見	平成24年度より開始した人事交流のため、現時点において効果測定は難しいものの、単なる人事交流に留まらず、船橋市保健所にはない柏市の良い点を積極的に取り入れ、業務の有効性や効率性の向上が望まれる。	平成24年度の人事交流報告会を本市と柏市保健所、双方で開催し、互いに良い点を取り入れていくよう考えている。	左記のとおり措置済み
63	144 145	保健所 衛生指導課	Ⅲ 3(5)⑦	意見	平成24年度より導入した人材育成方針であるため、現時点において効果測定は難しいが、監視員の資質向上に向け今後持続していく必要があると考える。特に監視員のスキル管理表による自己評価は資質向上の尺度にもなり、その活用が期待される。また、単に研修受講を重視するのではなく、研修で得たスキルを、実務で実践できるようにその機会を積極的に設け、スキルのフィードバックを行う事が望まれる。	国の機関主催の研修については、開催通知が送付されないことから、積極的にホームページ等から情報を得て確認と申込みを行っている。	受講した研修内容をファイル等にまとめるなど、監視員で情報を共有する。
64	146	保健所 保健予防課	Ⅲ 3(5)⑦	意見	現在、保健所は新型インフルエンザ対策行動計画の改定版を策定しているが、計画自体は平成19年から改定が行われていない事から、新たな新型インフルエンザの発生に備えて、早期に改定版を完成させる必要があると考える。また、改定版の行動計画は、保健所として認識している課題や公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法を十分踏まえた内容になる必要があると考える。	平成21年に発生した新型インフルエンザの検証結果や新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日公布)の内容を取り入れて、平成25年2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。	今後は、施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新たな市の新型インフルエンザ対策行動計画を策定することとなる。なお、策定に当たっては、国・県の行動計画及び国のガイドラインを踏まえて作業を進める。
65	158 159	情報システム課	Ⅲ 4(5)①	指摘	研修を受講した所属長は職員に対し「情報管理チェックシート」により守秘義務についての説明を行い、所属長及び職員は当該シートに署名することとしている。市はこの取り組みを定期的(例えば年1回)に実施するべきである。  誰がログインしたかの履歴を残すことは、今回のような情報漏えい事件を未然に防ぐ点からも有用であると考えられる。市は今回の事件を受けて他の部課においてもログインの状況を調査しているが、この運用を徹底する必要がある。  市はこれらの取り組みが各部課において継続的に行われているかを確かめるために定期的に監査を実施しなければならない。	平成25年度に、情報セキュリティに係る監査を実施している。	平成25年度策定予定の情報セキュリティに関する改善計画、自己点検、監査実施ガイドライン、研修資料等に基づき、来年度から定期的に研修、点検、監査を実施していく。ログの管理については平成25年度中に運用指針を見直し、今後運用を徹底していく。
66	161	情報システム課	Ⅲ 4(5)②	指摘	Check(解析、監査、監視)及びAction(改善)は市全体では行われていない。しかし、これらの取り組みは、有効な情報セキュリティ体制を構築・維持するためには不可欠なものとする。  市はまず情報セキュリティ監査を実施し、監査の結果発見された問題点を改善していく取り組みが必要である。  実際の運用等が各部課に委ねられているが、情報システム課では運用状況等を把握していない。有効なセキュリティ体制を構築・維持するために、情報システム課ではまずこれらの点について監査を実施し、運用状況を把握し、発見された問題点を改善していく取り組みが必要である。  現在使われていない外部記録媒体がどれくらいあるかの調査を行い、保存不要なデータについては直ちに消去や媒体の破壊等を実施し、必要な外部記録媒体だけを厳重に保管することで情報の漏えいリスクを回避する必要がある。  現在は貸与者本人に入室カードを所持しているかの確認を行っておらず、有効な棚卸とは言えない。このため、例えば入室カードを部外者が入手し、電子計算機室に入室するリスクがある。市は入室カードの棚卸実施要領を早急に整備し、定期的に貸与者本人への確認を実施すべきである。	現在情報セキュリティに係る監査を実施しており、運用状況の把握に努めている。  現在不使用の外部記録媒体についての調査は行っていないが、不要な媒体の破砕等は実施している。現在入室カード台帳を整理している。	平成25年度策定予定の情報セキュリティに関する改善計画、自己点検、監査実施ガイドライン、研修資料等に基づき、来年度から定期的に点検、監査を実施し、問題点の改善を図っていく。  不使用の外部記録媒体については平成25年度中に調査する。  台帳の整理が終わり次第、定期的な棚卸を実施する予定

番号	頁	監査対象課	項目	区分	報告書記載事項	現在の状況(平成25年7月1日現在)	今後の方針
67	161	情報システム課	Ⅲ 4.(5)②	意見	緊急事態が発生したときに損失を最小限に留めながら早期に復帰するためには常日頃からの訓練が重要であると考えことから、定期的な訓練の実施が必要と考える。  ユーザIDを個別に付与する必要があるかについては現在検討中となっているが、システムへのアクセス履歴を残す観点から、ユーザIDを個別に付与すべきと考える。	監査時点と同じ	業務継続計画と併せて進めていく。  平成25年度中に稼働予定の新財務会計システムでは、個人にIDを付与する。
68	163 164	情報システム課	Ⅲ 4.(5)③	指摘	市は早急に監査及び点検体制を整備しなければならない。具体的には船橋市情報資産の保護及び管理に関する規程第5条に従い、船橋市情報セキュリティ対策基準に定められた事項を遵守しているかについての監査及び点検を実施すべきと考える。また、これらを実施した結果、問題点として認識されたものについては改善していくことが必要であると考え。	平成25年度、情報セキュリティに係る監査を実施している。	平成25年度策定予定の情報セキュリティに関する改善計画、自己点検、監査実施ガイドライン、研修資料等に基づき、来年度から定期的に点検、監査を実施し、問題点の改善を図っていく。
69	166	情報システム課	Ⅲ 4.(5)④	指摘	市は、アンチウイルスソフトの未更新、ID及びパスワードの使用状況並びにウェブページの閲覧状況について、情報セキュリティ研修の実施等を通じて職員の意識の徹底を図るとともに、情報セキュリティの監査及び点検項目とすべきである。	平成25年度実施予定の情報セキュリティ研修においてウェブページの閲覧等職員意識の徹底を図る。	平成25年度策定予定の情報セキュリティに関する改善計画、自己点検、監査実施ガイドライン、研修資料等に基づき、来年度から定期的に研修、点検、監査を実施していく。監査項目については、監査実施ガイドラインの中で規定する予定。
70	167	情報システム課	Ⅲ 4.(5)⑤	意見	市は船橋市電子メール利用基準第8条について、各部課の遵守状況についての調査を実施し、送信者が不明の電子メールは開封せずに削除することの徹底が望まれる。  重要なファイルのやり取りについてはパスワードを設定するといったルールの整備の検討が望まれる。また、これらの取り組み状況については、情報セキュリティの監査項目としてチェックすべきである。	監査時点と同じ	平成25年度策定予定の監査実施ガイドライン等に基づき、監査項目として規定する予定。
71	168	情報システム課	Ⅲ 4.(5)⑥	意見	市は外部倉庫に保管するデータ及びプログラムの範囲についてのルールを定めることの検討が望まれる。ルールの策定にあたっては、データ及びプログラムの重要度の高低を勘案することが重要と考える。また、データ及びプログラムのバックアップの実施状況について、市全体で把握する体制の構築が望まれる。	監査時点と同じ	業務継続計画の策定に併せてシステム及びデータの重要度に応じたルールを整理していく予定。
72	170	情報システム課	Ⅲ 4.(5)⑦	意見	情報システム課では、今後実施するその他の研修についてもすべての所属長の出席を確認できるまで実施し、研修の重要性を市職員に示すべきと考える。また、当該研修の内容が市職員に浸透しているかについて、例えば市の情報系ネットワークシステムにおけるグループウェアを通じての理解度テストの実施の検討が望まれる。	平成25年度も昨年度に引き続き所属長全員に対する研修を行う予定。	理解度テスト等については今後の研修の中で効果的な方法を検討していく。
73	170	情報システム課	Ⅲ 4.(5)⑧	指摘	市は業務委託契約書に従い、業務が完了した旨の報告書の提出を契約先に要求すべきである。また、検査結果の通知方法についての定めは当該契約書には明記されていない。しかし、同年度に同じ内容の契約を他に2本締結しており、それらの契約においては書面で検査結果を契約先に通知している。実施した検査結果の事実を証する手段として、書面による通知は有効な手段であることから、書面による検査結果の通知を徹底する必要がある。また、押印の修正は、訂正印を用いて行うべきである。	訂正印を用いて訂正を行うこととした。検査結果の通知については、新たに契約するものから実施する。	左記のとおり措置済み 完了報告、検査結果通知等については書面での処理を徹底していく。
74	170	情報システム課	Ⅲ 4.(5)⑨	意見	市はデータの定期的な整理や格納に関する最低限のルールを作成することが望まれる。	監査時点と同じ	データの形態、保存年限等について基準を策定していく。